

## 志摩会 介護職員等特定処遇改善加算の 概要

○ 志摩会では複数の事業所をまとめて、法人単位で届出しています。  
そうすることで、加算額が少額である「小規模」な事業所に異動しても、一人ひとりの職員に支給する金額は変わりません。

○ 支給対象者は以下のとおりです。

(1) 経験・技能のある介護職員

介護福祉士資格を有し、勤続年数10年以上の職員又は法人内で4年以上かつ他法人で介護職員6年以上の経験を有する職員。

(2) その他の介護職員

「経験・技能のある介護職員」以外の介護職員。

(3) 介護職員以外の職員

介護職員を兼務する場合は(2)の区分に含めます。

○ 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに配置する職員は(3)に相当する金額を法人自主財源から支給します。

○ 賃金改善の方法

(1) 特定処遇改善加算手当(以下「加算手当」)として、毎月給与支給時に支給します。

(2) 支給対象者区分内(前記(1)(2)(3)の区分)での一人当たりの賃金改善額は一律とせず、人事考課結果等を踏まえ決定します。

(3) 加算額は毎月変わるものですから、介護報酬が見込みより少額になったときは、加算手当は年度の途中でも減額する場合があります。  
介護報酬が見込みより大きくなったときは増額します。

(4) 期間内に配分された総額の特定加算が、加算手当を差し引き、なお剰余が発生した場合は年度末一時金として支給して精算します。

# 賃金以外の処遇改善に関する取組みの公表

## 志摩会の資質向上の主な取組み

- ① かわい塾の開講  
主に介護福祉士を目指す職員に6月から12月の間、勤務後に特別の勉強会を介護副主任が中心となって開催。これまで多くの合格者を輩出
- ② 介護福祉士、社会福祉士、正・准看護師、管理栄養士、ケアマネジャー等業務上必要な資格を自己啓発により取得する人に、資格取得支援手当を支給しています
- ③ さらに、資格を取った場合、資格取得報奨金を一時金として支給、また、資格手当が毎月の給与に付加されます
- ④ 資格取得のための研修参加がしやすいように勤務シフトを柔軟に考慮しています
- ⑤ 法人の中期3ヶ年計画にそって、必要となる法人のガバナンスや職員の知識・技術の向上につなぐために外部専門コンサルティングを活用しています



## 志摩会の労働環境・処遇の改善の主な取組み

### ①奨学金返還支援手当の支給

貸与型奨学金を受給している職員の経済的負担と業務専念支援を目的として、安定して長く働き続ける職場環境づくりの一環です  
2020年4月からは非正規職員も対象となります



### ② 人事考課結果を職員個々にフィードバック

職員の個人別研修ニーズを複数の研修を組合せ、知識・技術、人間力の向上及び開発を行います



### ③ 休憩室の整備

男女別に複数の休憩室を整備しています

### ④ 職員懇親会の一部助成

### ⑤ 介護ロボットの導入

### ⑥ 記録システムの導入

### ⑦ 職員紹介制度導入

法人を理解している職員から、家族や知人等の推薦紹介があれば、紹介報酬をお支払いします



### ⑩ 60歳から65歳への定年延長

## その他の取組み

### ① 非正規職員から正職員への転換

正職員を1と2に区分して、例えば夜勤や特定の勤務シフトに対応困難な人でも正職員2として非正規から正職員に転換を容易にしました

### ② 非正規職員のキャリアアップを可能とする評価制度、給与規程等の整備

勤務成績、勤務態度等の評価を基に給与改定をします。それにより非正規職員であっても監督職に就くことができます

### ③ 職員が地域に積極的に出向き(アウトリーチ)、各種の地域貢献活動を展開しています



遊びの広場 わおん